

2005年10月1日から自動車リサイクル法の 離島対策支援事業がスタートします!

Q 「離島対策支援事業」って何ですか?



離島の場合、自動車リサイクル法に基づき自動車を処分する際、本土に比べて海上輸送費を別に負担する必要があります。10月1日からは、自動車リサイクル法の離島対策支援事業が、使用済自動車の海上輸送費(船賃)のうち8割を市町村に支援します。



財団法人自動車リサイクル促進センター再資源化支援部



市役所環境保健課
廃棄物対策係 ☎63 3113

額とします。

積み下ろしに係る経費の8割以内の

補助金額

などの条件があります。

上輸送費を支払う事業者とする

を行い、原則として自ら船会社に海

で継続的かつ効率的に海上輸送を

その他の条件としては、年間を通し

者および前破砕業者とします。

引取業者、フロン類回収業者、解体業

る者は、自動車リサイクル法に基づ

補助金の交付を受けることができ

補助金交付対象者

補助制度の概要

格差の軽減を図ります。

自動車を処分する際の本土との料金

この補助制度により、市民の皆様が

年度によって変更の可能性があります。

助する制度を始めます(補助割合は

上輸送費の8割を、関連事業者に補

けて10月1日から使用済自動車の海

車リサイクル促進センターの支援を受

市では、この制度を活用し、(財)自動

高齢者インフルエンザ予防接種が一部公費負担で受けられます

市では今年も高齢者のインフルエンザの一部公費負担制度の申し込みを受け付けます。冬に流行するインフルエンザはこの時期からの予防が大切です。費用の一部が公費で負担され、自己負担1050円で予防接種が受けられます(1回のみ)。

対象者 65歳以上の方(65歳の誕生日の前日から予防接種を受けられます)

60~65歳未満の方で心臓や腎臓、呼吸器に重い障害のある方

(は身体障害者手帳1級または医師の証明が必要です。主治医とご相談ください)

予防接種実施期間 10月1日~平成18年3月31日(11月30日までに接種することが望ましいです)

医療機関により実施日が異なりますので、直接医療機関に確認してください。

申し込み先 接種を希望される方は、担当係の窓口へお越しください。9月30日(金)から受け付けます。

個人のインフルエンザ予防のため行うもので、義務ではありません。本人が希望する場合のみ接種を行います。

本人の意思確認ができない場合は、原則として公費負担での接種は受けられません。

接種を受ける前に必ず、申請時にお渡しするパンフレットをご覧になり、予防接種の目的を理解した上で受けてください。

生活保護を受けている方は、福祉担当課が発行する被保護者証明書を手続きの際にご持参ください(自己負担は不要です)。

問い合わせ先 市役所環境保健課健康増進係 ☎63-3113 各支所福祉保健課または市民課福祉保健係

指定管理者を募集します

佐渡市トキ交流会館

所在地 新穂潟上1101番1

指定期間

平成18年4月1日

~21年3月31日(予定)

問い合わせ先

環境保健課 トキ推進室

☎22 3111 FAX24 6010

佐渡市小木テニスコート・ クラブハウス

所在地 小木町2046番地

指定期間

平成18年4月1日~21年3月31日

問い合わせ先

教育委員会 小木事務所

☎86 3191 FAX86 3096

募集要項配布期間

9月20日(火)~30日(金)

申請受付期間

10月11日(火)~14日(金)

受付時間

午前8時30分~午後5時15分(郵送の場合は必着)その他申請の資格や、指定管理者が行う主な業務については募集要項を確認してください。

